

第7回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月25日(水)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年3月25日(水)午後1時43分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 永徳 省二君 4 番 佐々木雄司君 6 番 保田 守君
9 番 原田 素代君 10 番 行本 恭庸君 13 番 福木 京子君
15 番 岡崎 達義君 16 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 証人
森川 康彦君 久山 勝美君
安本 典生君
- 7 弁護士
水谷 賢氏 森岡 佑貴氏
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 9 協議事項 1) 公金支出及び公文書改ざん等に関する調査について
・証人尋問
2) 証人出頭要求について
3) その他
- 10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第7回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を開会いたします。

議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。本日は証人喚問を予定しておりますが、写真等の撮影については所定の位置を越えないよう、また証人に対する撮影については証人のプライバシーに配慮し、心理的に圧力が加わることを防ぐため、後方からの撮影のみとさせていただきます。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、本委員会に委任された公金支出及び公文書改ざん等に関する調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、森川康彦君、久山勝美君、安本典生君より証言を求めることといたします。

本日の証人である森川君、久山君、安本君から証言を行うに当たり、メモ等を参考にしたいとの申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

証人にはお一人ずつ証言を求めることといたしますが、証言や宣誓等についての注意事項はまとめて説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

〔証人 森川 康彦君、証人 久山 勝美君、証人 安本 典生君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 証人各位におかれましては、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人、または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追、または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務所弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷、もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由がなく

証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮、または10万円以下の罰金を処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人、または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項については、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。一応、以上のことを御承知になっていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。3人とも御起立ください。

それでは、森川康彦君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（森川康彦君） 私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年3月25日。森川康彦。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

次に、久山勝美君、宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（久山勝美君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年3月25日。久山勝美。

○委員長（下山哲司君） 次に安本典生君、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（安本典生君） 宣誓書。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年3月25日。安本典生。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。御着席をお願いいたします。

証人は、それぞれ宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は、公金支出及び公文書改ざん等に関する重要な問題について、証人より証言を求めるのでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、森川康彦君から証言を求めたいと思いますので、森川康彦君以外の2名は一度退席してください。

〔証人 久山 勝美君、証人 安本 典生君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 中央へお願いします。

それでは、改めまして、森川康彦証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいます。ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

これより森川康彦証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 間違いありません。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。副委員長と証人においては、もう相對して結構でございますので、その都度、挙手は要りません。そういうことでお願いします。

それでは、副委員長が共通事項について質問を行います。

○副委員長（岡崎達義君） はい。

○委員長（下山哲司君） 副委員長。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、共通事項についての質問をさせていただきます。

まず、森川主査への尋問でございます。

あなたは、赤磐市教育委員会において、中央学校給食センターの主査として勤務していますね。

○証人（森川康彦君） はい、間違いありません。

○副委員長（岡崎達義君） 2番目、いつからその部署で勤務していらっしゃいますか。

○証人（森川康彦君） 平成29年7月から勤務しています。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、あなたの主な業務内容は何ですか。

○証人（森川康彦君） 市内の3つのセンターがあるんですけど、主に予算とか支払い業務、文書管理、職員の任用等、そういった関係です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、給食配送業務を委託していた吉井観光バス株式会社（以下、吉井観光と言う。）が倒産した件につきましては、誰からどのような話を聞きましたか。

○証人（森川康彦君） 以前から資金繰りに苦しんでいるといううわさは聞いておりました。平成30年3月ごろから、頻繁に吉井観光に委託してる部署を対象にした役所内での会合が持たれておりましたので、所長がその席に参加しておりました。その内容については所長から聞

き、把握しておりました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

5番目に、吉井観光が倒産した後、給食配送業務はどうなったのでしょうか。

○証人（森川康彦君） スクールバスとの関連があるんですけども、スクールバスの運転手があいた時間を利用して、給食の配送のみ行っていた関係で、スクールバスを段取りというか、手配したのが教育委員会教育総務課だったので、滞ることなく給食が届けられていたことから、うまいこと運んでいるという確信は持っておりました。

○副委員長（岡崎達義君） 以上ですか。

○証人（森川康彦君） はい。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、あなたが平成30年5月以降、任用手続を行った臨時職員は誰ですか。

○証人（森川康彦君） 予備要員とされていた方です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、通常の臨時職員の任用手続の流れについて御説明をお願いします。

○証人（森川康彦君） 任用予定の臨時職員に履歴書を持参していただき、所属長——所長です——が面接を行い、教育委員会に対して、教育総務課ですけれども、任用申請書を提出し、任用予定者からその後、承諾書をいただき、任用通知を交付することになります。ただ、6カ月という規定がありましたから、更新の場合には履歴書等は省くことになります。任用期間は、最大で、先ほども言いましたように6カ月でしたので、任用当初は、給食センターの場合、9月から12月までの6カ月をまずします。それで更新ということで、もう1回、翌年度の7月まで、5カ月間を更新ということで任用しておりました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。メモよろしいですか。

次に、あなたが平成30年5月以降に行った臨時職員の任用手続について、通常の流れと違うところはありましたか。

○証人（森川康彦君） ありました。

○副委員長（岡崎達義君） その違う点について御説明お願いいたします。

○証人（森川康彦君） まず1つが、6カ月を超えていた点、日給または時給ではなく月額であった点、面接についても行えてませんし、当然履歴書も通してなかったと思います。当時の教育総務課長が、先ほどの臨時職員から署名、捺印した一連の書類を預かってきていただいたものに、空欄に、課長が久山さんに聞かれたのを私がさらに転記して、資料は作成しました。本来なら任用通知を渡さなくちゃいけないんですけども、私の不手際でバタバタして、支払いと任用が逆転したような格好でお届けすることができなくて、御本人には御迷惑をかけたことをこの場でおわびしておきます。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

その任用の指示なんですが、誰の指示で手続を行いましたか。

○証人（森川康彦君） 当時の所長が、先ほどの教育総務課長と調整し、私は所長から指示を受け、手続を行いました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

次に、臨時職員の賃金の支払い手続についてお尋ねいたします。

通常の賃金支払い手続の流れについて御説明をお願いいたします。

○証人（森川康彦君） 月末締め翌月15日払いということで、曜日の関係で前後することはあるんですけど、それが基本になっておりますので、月末にはタイムカード等、出勤時間を計算し、それに基づいて時間給を掛け、それから控除する所得税なり社会保険料なり控除したものを私が計算し、その確認を所長が行い、それを会計課に渡すのが15日から5日ぐらいが最終リミットだというふうに記憶しとんで、今もそうですけれども、そういう流れで行ってありました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、あなたが平成30年5月以降、任用手続を行った臨時職員の賃金支払いについて、通常の手続と違うところがありましたか。

○証人（森川康彦君） ありました。

○副委員長（岡崎達義君） その違う点について説明してください。

○証人（森川康彦君） 対象となる方はタイムカードがありませんでした。任用の際に、あらかじめ月額だということがあった関係で、当時の委託業務の延長線であるというふうな、詳しくは聞かなかったんですが、そういうふうに当時の所長……。何じゃったかな。

○副委員長（岡崎達義君） ゆっくりでよろしいですから。

○証人（森川康彦君） 委託業務の延長ということで、そういった形の別の確認書をつくり、機械的に払うしかなかったです。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

それは誰の指示で手続を行いましたか。

○証人（森川康彦君） 先ほどと同じように、所長が教育総務課長に確認し、所長の指示により行いました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

臨時職員の勤務証明はどのように行っていましたか。

○証人（森川康彦君） 同じような形で、月額報酬の方の確認書を利用し、それを今回の臨時

職員に当てて利用し、所長の確認をいただき、支払う流れでした。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

続きまして、給食配送業務は、学校が夏休みの8月については行われなと思います、賃金の支払いはどうしましたか。

○証人（森川康彦君） 支払いました。

○副委員長（岡崎達義君） それは誰の指示で支払いましたか。

○証人（森川康彦君） 同じように、所長が当時の教育総務課長に確認し、所長の指示により事務を進めました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

臨時職員の勤務の実態はどうでしたか。

○証人（森川康彦君） さすがに8月は給食がありませんから、車も動きませんし、実態はありません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

臨時職員の賃金の支払いは、勤務の実態に合っていましたか。

○証人（森川康彦君） 個人的には支払いにはちゅうちょする部分があったんですけど、上司の指示により行いました。当然、実態には合ってません。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） ただいま一連の質問が終わりました。これから各委員さんの御質問を受けたいと思います。

ございますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） きょうはお世話になります。

まず最初に、4番目の質問のところで、平成30年3月から吉井観光の経営問題について会議が行われた。それについて、上司が参加してその報告を受けたというお話ですが、どういう報告を受けたのか。どんな会議で、どんな方が参加されて、こんな話があったよという、できればわかる限りの説明をしていただけませんか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 詳しい内容までは正直わかりませんが、吉井観光は、市民バス、スクールバス、それから給食配送のコンテナ車、そこらの関係部署が集まって調整された

んだと思いますし、5月15日までは委託料として払ったので、最後の支払いについては破産手続だったと思うんで、そういった手続を踏んだと思います。私はそのくらいしかわかりません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 上司のほうから報告を受けた際に、総務委員会の委員長である北川議員の発言があったかなかったか、存在についてどんなふうな印象を持たれたか、お答えいただけますか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） そこまで私のほうには、当時の所長から伺ってません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田君。

○委員（原田素代君） 供述調書によりますと、30年6月に入ってから、予備要員さんの書類に、決裁に追われましたよね。5月分を早く払えと言われた。そのときに、吉井観光の関係だから市議が絡んでいるのではないかと所長と話したという記述があるんですが、この6月の段階では市議が絡んだという印象を持ってらっしゃるようですが、3月以降、その前の段階で、そういう気づきというか、何かやっぱりあるんだろうなと想定されるようなことはなかったですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） これはあくまで直接の話じゃなくて、風の便りというたらおかしいですけど、そういうのが耳に入ってくることは、所長以外の方からも入ってきたので、そのぐらいの形でしか、私は正直わかりません。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

他にございませんか。

○委員（保田 守君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 給料の支払いについてということで、社会保険など、控除したものを計算して渡すということなんですけども、この臨時の職員さんにはもう振り込みは、4万円、8万円という形になっただけなんですけど、それはもうそういうものを差し引いた形とかじゃなしに、そのまま全部、振り込んだということですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） ちょうど8万円未満だったら、9万円弱ですけど、税金かからないんです。だから、丸々、結果的にそういうふうになる。入金してました。

以上です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

保田君。

○委員（保田 守君） タイムカードはなかったということなんですけど、これは通常、どこの部署でどなたがつくるもんなんですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 私は中央のセンターにいますけど、東とさらに吉井のセンターがあります。吉井のセンターには嘱託の職員がおられて、つくるわけなんですけれども、年度途中で、もう皆さん十分承知されてることなんですけれども、委託業務が吉井観光が15日、一番給食を運ばなくちゃいけない、そこで滞っちゃいけない時期に倒産した関係で、当時の所長も私もですけど、同じ方が配送に行かれてるということを、確認はしてなかったのが悪いんですけども、そういう思いでしておりましたから、給食が動いとるということは誰かが出てるということで、その対価はお支払いしなくちゃいけないと。その方が今回の予備要員とされてた臨時の職員さんだったということで、まあお支払いをしたということです。

○委員長（下山哲司君） 保田議員。

○委員（保田 守君） タイムカードがないということは、確認のしようが、一般的には証明するものがないですよ。お支払いするのに、タイムカードは来とるという証明ですから、それを支払うような形になったのは所長さんの指示だということなんですけど、御本人は、自分の中で試行錯誤が当然あると思うんですけども、これは払っていいものだろうか、もう指示だからもう悪いことでもせにゃあおえんのじゃと思うて、人には皆、関係があって、それはそれぞれ人の弱さがあると思うんです。上が困つとんじゃから、こりゃあもうわしが断ったら大変なことになるからというので、僕はそれでやられたんじゃないかと思うんですけども。いろんな企業でも、内部通報というんですか。一番下の社員でも、仮にとんでもないことを発見したら通報すると、内部告発するとかというような制度が社会的にあると思うんですけども、そういうものを利用するとかというようなことは考えなかったですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 委員言われるとおり、それが本当の正しいやり方だと思いますけど、上司に相談し、上司がさらに教育総務課長に相談されて、そういう中で確認をしたので、もうそれに従わざるを得ないのかなと。そういうことで行いました。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから何点かお尋ねをしますが、今回、県警のほうで取り調べを受けて、いろいろお話を正直にされていらっしゃるんだと思いますけど、どうでしたか、呼ばれて怖かったですか。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 時にはきつい言い方をされますけど、そんな感じでした。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 取り調べの内容ではなくて、呼ばれて取り調べを受けるということについて、とんでもないことになったとか、もっとこういうふうにしとけばよかったとかというふうなお気持ちがあれば、この場でお話しいただけたらなというふうに思うんですけども。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 先ほど言われたように、内部通報というんですか、こういうことを言う機会があるのにもかかわらず、それを私自身が怠ったことで、私にも何らかの非があったと言わざるを得ないと感じております。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 県警さんの取り調べの中で、臨時職員さんの任用手続についてお話をされていらっしゃるんですが、久山所長のほうから渡された書類を見ると、というくだりの中で、通勤届っていうのがあるんですが、この通勤届はあれですか、キロ幾らか何かでお支払いをする、通勤手当のもとになる届け出になりますか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 通常の臨時職員さんは、日額、距離によって基点であるんです。そのような形で同じようなものを、この臨時職員さんも出されとった、そのことだと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、通勤手当みたいなものは支払いとして発生してないのか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 今回の方は月額ということで、日額の通勤割り増しのものはありま

せんでした。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、いいです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いません、最初の質問の確認をしてなかったので、確認をまずさせてください。

平成30年6月の時点では、供述調書によると、総務委員長の北川議員がかんでるんだなと感じたという供述がございましたが、それ以前から周りから聞こえたとおっしゃいましたけども、所長からも、また職員の周りからも、そもそもこの教育委員会において総務委員長の影響力っていうことは、従前から承知されてたと理解してよろしいですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 私も赤磐市合併当初、議会事務局にいました。当時から結構高圧的なところは見受けられましたので、そのたびに、それがずっとあったのかなと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 7番目の質問で、雇用の通常の手続の流れの御説明の中に、供述調書で読むと、一番意外だとおっしゃってたのが、現場から必要だから雇用してくれと、そういう、まず最初のうたてがあって雇用に至るんだけど、今回なかった。十分足りてると思ってた。要するに学校給食の配送については。その点について、先ほどの答弁の中になかった。そこをもう一度確認させていただいていいですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） この臨時職員を任用するに至った経緯は、スクールバスがあって、その合間に、その基本が延々と続いているという前提で行っております。ですから、吉井には囑託の職員がいて、5月15日だったかその前後で倒産ということですけど、その後も給食も途切れることなく行ってるということは、誰かが行ってる、そういうふうに。いずれにしても、私のところは同じ勤務の形が委託から臨時職員に変わっただけで、そういう流れだったというふうに理解しておったんで。それで答弁になってるかどうかわかりませんが、御理解いただけたらと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと時系列が違うのかなと思うんですけど、森川さんがおやりになった契約の手続は、結局、総務課長が実在した資料の中に白紙部分が多かった。それは、所長とか課長に聞いて記入した。その時点は、予備要員がいるという認識はなかったんじゃないんですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） それは当然そう。予備要員という言葉聞いたのは、後からです。当時は、それは臨時職員の1人だというような認識で、丸々全部、毎日行ってるとは正直思いませんでしたけど、幾らかは行ってるという認識でいました。

○委員（原田素代君） もう1つだけ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私は、てっきり森川さんは吉井の給食配送の現場を見てらっしゃるんだと思ってたんですけど、給食センターに詰めてらっしゃるから、さっきからおっしゃってるようにうまくいってるんだろうと思ってらしたわけですね。そうすると、吉井の現場で、実際誰が乗ってるかというのを見る人はどなたになるんでしょうか。名前は言わなくていいんですけど、どういう立場の方が現場を知ってらっしゃるんですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 吉井のセンターへ勤めている嘱託職員の方です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その嘱託職員さんは、来てないということをいつ森川さんにお伝えになりましたか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 夏休みは来てないのは私もわかりました。それで、年末調整の時期になって、その書類を、私もお会いしたことがないので、その嘱託職員の自宅まで持参していただくようお願いしたところ、来てないと言われて。ああ、全く来てないのかなと初めて知りました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一度、言ってください。いつ確認したんですか、来てないということ。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） ですから、あれは11月の末ぐらいだと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 5月から契約があつて、8月が来てないのはわかつてたけど給料は払った、指示があつたから。で、最終的に来てないというのがわかつたのは、11月なんですか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） コンテナ車の運転記録簿というものがあつて、それについては確認は所長のところに行くことになっております。ですから、私も確認すべきだったかもしれませんが、その名前がなかつたということは、それまでには所長は知つたというふう聞いています。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

他にございませんか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 私も保田委員が質問したのと同じなんですけど、本当に大変な状況があつたと思うんですが、やはり違法だと、これはおかしいというふうに思つて、何とかしないといけないという気持ちになつて、上司に確認をされたんですけど、それでもやっぱりそのままではいけないという気はあつたと思うんですよ。供述調書にも、しかしもうこれ以上、上司に言つてもだめだというふうに思つたというふうに言われてるんですけど、それでもこれまでもう三十何年の職員の中で本当に初めてのことだというふうなことも言われてるんですけど。議会事務局も、以前ちょっとその部署も経験されてる中で、やはりこのままではいけないということで、何らか内部からの、別のところに情報提供というところまでの勇気というんか、その辺はどういうふうに考えておられたのか。それができなかったということは、やっぱりこの市役所の中のそういう風通し、そういうことがもう言えないような雰囲気があつたのじゃないかとは思つるので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） どういうようにお答えすればいいのか難しいんですけど、私が所長にこうしようああしよう、じゃないですかと言うたら、所長は所長で板挟みになるし、教育総務課長も板挟みになつたらと思うし。だから、そこら辺、その人に対する配慮も、そ

こにいる人の配慮って言ったら変ですけど、そういうことがあったような気がします。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと戻るわけですけど、任用通知書に関してですが、任用通知書の署名欄が、本人ではなくてどなたかが書いてるんですよ。とりあえず最低、この予備要員の方の任用通知書の署名は書いてありましたか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 承諾書のことを言われてるのでしょうか。

○委員（原田素代君） 任用通知書。

○証人（森川康彦君） 任用通知書は私がつくるものですから。

○委員（原田素代君） 承諾書です、ごめんなさい。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 承諾書はどなたが書いたかというて、正直わかりませんが、当時の教育総務課長がその方からお預かりし、久山さん経由でたしかいただいた。それで、空欄が多かった関係で、所長から聞いていただき、私がそれに合う形で転記した。実際に書いたのは私ですけど、それをどういうふうに行けばいいかというのを確認しました。聞いてもらいました。

○委員長（下山哲司君） 所長からですね。

○証人（森川康彦君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ここに承諾書が、5人のドライバーさんと予備要員さんと事務員さんとあるんですが、予備要員さんと事務員さんは、恐らく明らかに御自分で書いた字です。それ以外の5人のドライバーさんの署名が、監査報告書のほうでも、監査の方に聞いても、確かにこれは同じ人物が書いたとしか思えないと。それを監査のほうに調査に入ったときに、否定された。だから、それは藤井さんが否定したんだか久山さんが否定したんだか森川さんが否定したんだかわからないけど、監査のほうは、調査に入って、これおかしいじゃないかと、承諾書の署名が本人じゃないのはって言ったところ、いやいや、そんなことはないといって否定されたという報告が監査報告書には出てるんですが、ここで書いてある承諾書の署名は、じゃあ森川さんではないということなんじゃないかな。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 私はあくまでも給食業務の關係の、この方のしか私の部署には届きません。それには御本人かどなたか知りませんが、書いたものが届きました。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 平成30年度の吉井観光と契約した際、もう既にこの事業者さんが倒産するかもしれないというわさがあったと。倒産してしまったら、給食の配送ができない状況になってしまうと。そうすると、学校へ通う児童への影響が出てしまうので、早急に対応しなければならなくなるんだという危機感をお示しになっていらっしゃるんですが、その次に、赤磐市は新たな契約手続をしないうちに、5月15日に吉井観光との契約を解除したと。これについて、それは間違いと思ったのか、何か思ったことがあればちょっと教えていただきたいと思うんですが、どうすればよかったんですかね、このときには。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） ちょっと私、頭の整理が悪くて、的外れなことを言うかもしれませんが、御容赦いただきたいと思うんですが、スクールバスと給食センターの配送業務は同じドライバー、日によって違うのかもしれませんが、セットなんです。だから、その親となるスクールバスを契約するのは、もう長期契約ができてた。うちはそれで、あいた時間を利用してということで、格安な形でできるというようなことで、随契の理由からそこをお願いしてた。だから、おのずともうそこに決まらざるを得ないという状況ではあった。そもそもそれを、親となる教育委員会の教育総務課が進めてるんだから、まあそりゃあ、そういう調整は当然できるといふふうに私は認識していました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい、いいです。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほど、月額契約になっていたので、報酬明細内訳表が必要になって、その際に囑託職員のある方の明細内訳表を参考にした。これは、違法契約ということもさることながら、偽造になるのではないですか。書類の偽造、そういう自覚はありませんか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 結果的にそう言われればそう言わざるを得ないのかもしれませんが、この期に及んでは、その方法しか、もう月額ということしかなかったら、確認する方法というたら、所長が確認したということでせざるを得ない。ほかに方法はもう、タイムカードに時間計算とかという手段も当然できないわけですから、固定給が決まってるわけですから。も

うその方法しか頭に浮かびませんでした。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） あと、賃金の支払いの会計処理も担当されているわけですが、御自分のほうで、例えば平成31年2月分の手続は勤務を証明するという入力を忘れたとか、課税対象額の欄が二重になっていたとか、ミスがあったということを御自分で認めてらっしゃるんですが、逆に言えば、会計課からミスがありますねと、これはどうなんですかという問い合わせがなかったんでしょうか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 正直なかったです。ありませんでした。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） おたくは市の職員として、上司の命令があり、それから指示があり、そのときにこれは市の決まりからいって間違っているというようなことが判断できたときに、そのことについて、上司に対して異議を申し立てましたか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） 異議という言葉かどうかわかりませんが、これ、手続していいのかわか、確認してくださいとお願いはしました。それが異議と言えば異議ですけど、そういうことです。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 間違っていることは間違っていると、上司からの命令であってもそうすべきだと私は思いますので、お聞きしとるわけです。だから、そういう行為がなされたか、それをお聞きしとるんです。よろしくお願いします。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） ですから、そういったことは相談したことですから、そこまで強く、これできませんというふうに突っぱねればよかったですけど、それはできてません。申しわけありませんでした。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 多くの議員の方が公益通報に関する条例のことをおっしゃってます。

森川さん自身は、これ、平成19年にできてる条例なんですけど、赤磐市職員等による公益通報に関する条例というのは御存じでしたか。

○証人（森川康彦君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 森川君。

○証人（森川康彦君） あることは知っとりましたが、利用されてる方も正直……。それは知ってましたが、ほかの方がどうされてるかのことまではよくわかりません。

○委員長（下山哲司君） 森川さんについてはこれで終了したいと思います。

以上で森川康彦君に対する尋問は一応終了しました。

森川康彦証人には長時間ありがとうございました。御退席して下さって結構です。ありがとうございました。

○証人（森川康彦君） 失礼します。

〔証人 森川康彦君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここで、11時5分まで休憩とします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、会議を再開します。

次に、久山勝美証人の入室を求めます。

〔証人 久山勝美君 入場〕

○委員長（下山哲司君） 中央へお願いします。

それでは、久山勝美証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしく願いいたします。

これより久山勝美証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 間違いありません。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、久山参事への尋問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、1番目に、あなたの学校給食センター所長としての勤務していた経歴から現在までの経歴を教えてください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 平成26年4月から令和元年9月23日まで中央学校給食センターの所長として勤務をしておりました。9月24日から学校教育課参事として勤務をしております。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

2番目に、平成30年5月までの給食配送運転業務について説明してください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 平成19年4月からと記憶しておりますが、吉井地域のスクールバスの受託業者である吉井観光さんと随意契約を行いまして、給食配送業務のほうを行っておりました。

○副委員長（岡崎達義君） 3番目、いつ、誰から吉井観光バス株式会社（以下、吉井観光と言う。）が倒産によって配送業務ができなくなることを聞きましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 平成30年5月2日のことと記憶しておりますけれども、当時の教育総務課長から、関係部署が集まってその件について協議するというのを聞きまして、本庁の会議室のほうで、その場に行って詳細を聞きました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

そのことについて、誰かに相談し、何かアドバイスはありましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） その5月2日の協議の後だったと記憶しておりますけれども、当時の教育総務課長と相談しまして、委託のときと同様に、スクールバスの運行と一緒に考えていただくということになりました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

5番目、吉井学校給食センターで給食配送車運転業務の人員として任用するように指示したのは誰ですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 当時の教育次長と当時の教育総務課長から指示を受けました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

6番目、そのとき、どのように思いましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 平成30年5月16日から元吉井観光のスクールバスの運転手さんが給食の業務を行っており、任用指示を受けたのが平成30年6月10日過ぎだったと記憶しております。今になって追加で任用する必要があるかなというふうに思いました。

○副委員長（岡崎達義君） 7番目、任用の手続について、通常の手続と違うことはありましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） ありました。

○副委員長（岡崎達義君） 8番目、それはどういったことですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 通常の臨時職員の任用ですと、応募して必要な書類を提出していただき、確認をしまして、所長のほうで面接を行い、その後、起案を上げまして、それが次長決裁ということになります。次長決裁を受けてその臨時職員を任用するのが通常ですが、そういうことがなく、その臨時職員を任用するよう指示があったことと、また任用期間について賃金の支払いが月額であるということも通常とは違いました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

9番目、賃金の支払いについて、不審に思ったことはありましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） はい、ありました。

○副委員長（岡崎達義君） それはどういったことですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） まず、賃金を月額で払うということ、それから任用の指示があったのが平成30年6月10日過ぎでしたが、5月にさかのぼって任用して、まだ運転実績がないのに賃金を支払ったこと、それから運転実績がないのに平成30年8月分の賃金を支払った、その3点です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

11番目、平成30年8月の賃金の支払いについて説明してください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 8月の支払いについては、当時の教育総務課長に確認をとって、スク

ールバスの賃金も支払うので給食のほうも支払ってくださいという指示を受けて、支払い事務を行いました。

○副委員長（岡崎達義君） 最後に12番目、勤務証明はどのようにしたのですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 勤務証明は、私が毎月押印をして作成しておりました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） それでは、副委員長からの質問が終わりましたので、各委員さんから。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうからお尋ねをさせていただくんですが、当時の次長から課長を通り越して直接久山さんのところに御連絡があったくんだり、検察庁の調書のほうで拝見をさせていただいて、今手元にあって、それを読みながら御質問させていただいているんですけども、吉井給食センターで〇〇さんという人を運転手として任用してくださいという連絡が入ったと。正直驚いたと。検討してくださいではなくて任用してくださいと言われたことに対して、正直驚いたとお話しされていらっしゃるようです。通常の職員の任用の流れにつきましては、先ほど御説明いただいたとおりであるとして、33年、役所の職員になってこのような指示を受けたことがないというところと、あと人が足りないというような不満を聞いていないので、次長に対して、現場回ってるようですよというお話をされていらっしゃるようです。これ以上必要ないですということでお話をしましたら、次長は久山さんに対して、もう1人ぐらい追加しても大丈夫でしょと。〇〇さんの紹介なんですということと言われたそうなんです、この〇〇さんって、誰の紹介だと言われたんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） そのとき、紹介ということで、北川市議の紹介ということは聞いておりました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1回おっしゃっていただいていたいいですか。誰の指示というか、誰の紹介だというふうにおっしゃられたということですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 北川市議の紹介ということは聞いておりました。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 最初の質問の3番なんですけれども、5月2日に本庁内で会議がありましたと。会議に出席された方、全員の名前を教えてください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 濟いませぬ、それ今はっきり全て記憶、合ってるかどうかなんですけど、今の記憶で言いますと、吉井観光バスが倒産して運行ができなくなって、関係の部署、教育総務課のスクールバスと給食センターの吉井のコンテナ車の運転と、あと一部市民バスがあるんじゃないかと思うんですけど、その3カ所の課長さんと担当者と、それからあと税務対策室の課長さんの関係者が六、七人ぐらい集まって協議をいたしました。あと説明を受けて協議をいたしました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） もうちょっと具体的に。別にこれ、問題ないと思いますので、お名前教えていただいてもいいですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） まず、教育総務課のほうからは当時の安本教育総務課長、それから給食センターのほうからは私、久山、それから秘書企画課のほうで小引課長、それからあと税務対策の関係の石井課長ははっきり覚えております。

○委員（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず先ほど北川議員の紹介でということをお聞きしましたというお答えをいただきました。これを聞いたとき、どういうふうに思われましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） そうですね。その時スクールバスとか、吉井の給食のコンテナ車の運転のほうも吉井観光さんで、まあ吉井地域のことであったので、まあ地元の市議さんに相談したんだなという感じには受け取りました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） さっき、久山さんは本来必要ではないと思った予備要員の雇用を求め

られていますよね。要するに、言ってしまえば、通常ではない異例な、もしくは要らないのに雇用しろと言われた。この背景に紹介者の北川議員がいるということは、久山さんは、そのころ、課長の指示に従う大きな圧力になったのではないですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 確かに北川議員の紹介ということ、あと緊急で、うちのほうもスクールバス、以前の吉井観光さんに委託してきたときのその流れで5月16日から運行していただきまして、すごい正直助かってました。それで、その話を聞いたのが6月のもう10日過ぎだったので、その期間は確かにおかしいと思ったんですけど、北川議員の紹介、決定事項で、臨時運転手を任用してくださいということともう解釈をしたというか、そういうことだったので、自分の中の思いはいろいろありましたけど、もうその指示に従おうということは、私の中で決めました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほど森川さんの事情聴取の中で、やはり北川議員に対して圧力と感じられましたというふうにお話しされました。もっと言えば、おかしいと思ったけれど、久山さんや課長が、いやいや、そうやってくれと。いわゆる上司の指示だから、やむを得ず従ったと。おかしいとは思ってたとおっしゃったんですが、久山さん自身はどうだったんでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私もその任用をしてくださいと聞いたとき、時期的にもずれてるし、おかしいということも感じました。それで、確かに担当者の森川さんともいろいろ話をしたこともありますけど、直接議員のほうから言われたりとかということは一切ありませんでしたが、そういった圧、どう言うんですか、そういったことはある程度、こちらのほうも雰囲気的には感じ取るっていうか、そういったことはあったと思います。気持ちの中にあっただと思います。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、直接の上司は安本課長であり藤井次長であったわけですが、かなりだんだんひどい状況になりましたよね。8月はそもそも車動かさないのに給与を払えとか、無理難題です、現場からすれば。そういうことに対して、藤井次長までだめだったら、例えば教育長とか副市長とか、そういう上級職の方に御相談したことはなかったんでしょうか。しようと思ったこともなかったんでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） その当時については、やっぱり自分の中でいろいろ思いはありましたが、当時の次長と教育総務課長の指示に従いました。それ以上、上の上司には相談することはしておりません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これは百条の使命として、今後こういうことが起こらないようにしていこうというのが一つの大きな使命なんですけど、久山さんから見て、例えば先ほどもお話のあった赤磐市職員等による公益通報に関する条例とって、内部告発がちゃんと保護されるという条例も赤磐市にはございますよね。御存じかどうか、お返事ください、後で。ですから、そういうことがきちんと市の職員に対して徹底されていれば、例えば森川さんであれ久山さんであれ、おかしいのではないかということを使う機会を自分から持とうという意思が働くのではないかと思うんですが、そうするためには何が必要だと思われませんか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 正直、そういった条例をはっきり読んだことはございませんでした、済いません。

それで、はっきり自分もどうしていいかっていうふうに思いはしましたけれど、今後そういったことを全体的に総務のほうからでも全職員に、今もそういった流れがあると思いますけど、研修とか説明とかっていうのをさせていただければ、今後の特に入ってきたばかりの若い職員等には説明をしていただきたいというふうに思っております。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私、1期目のときに、総務文教常任委員会に努めさせていただいて、久山さんとも同じ時間を共有させていただいたことがあります。そのときから誠実に、おとなしくというか、誠実に職務に向き合っていらっしゃる姿、非常に真面目な方だなというふうに、そういうぐあいに思っていました。今もその気持ち、その認識っていうのは全然変わってないんですが、私とその委員会の中で感じてたのが、委員長、北川議員の委員会内での発言です。当時の部長の下のお名前を呼び捨てにされて、おめえ何とかとかって名前を呼んで、おめえ、わかってねえのにしゃべるとか、答えるとか、事務局長つかまえて、ファーストネームで呼び捨てて、おめえ、何々、どうしたこうしたとかってというような姿を、私見てもう、これは大変なことだなというふうに常々思っていました。それで、その職員さんの立場から見ると、課長にしても次長にしても、そういう議員さん、委員会に向き合うことについて、どんな認識をお持ちになられてたのでしょうか。大変だなとか、上に上がったらいろいろ大変だなと

か、こういうことはもう役人としてしょうがないことなんだと思ってらっしゃるのか、何かお考えというか認識というのがあると思うので、そこら辺を、率直におっしゃってください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私のほうも、そういった議会の委員会とかに出席するのは給食センター所長になってからは初めてで、総務文教委員会が初めてでした。それで、そういったところに出席させていただいて、私も説明する場がたくさんあったんですけど、そういったところで、議会の委員会っていうのはこういうところなのかなというか、やっぱり課長さん以上になったら大変だなという認識は受けました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、まともじゃない、僕自身はね。ああいうのってまともじゃないと思ってますし、大変なことだなというふうに思ってるんですよ。職員さんの中で、ああいうようなことに関して、高圧的とか威圧的とか、人権を踏みにじるかのような発言があったりすることについて、話し合いをされたり、上長に対して何とかならないのかというような相談をかけたという事は、今までの経緯の中でなかったですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 給食センターの所長になってから、そういったことは一切ございません。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、もうしょうがないことという感じで、もう飲み込んで我慢していらしかったんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） まあ、私がどうこう言うことじゃないのかなというふうに思っておりました。済いません。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 供述調書によりますと、先ほどから御本人もおっしゃってるように、もう上司の指示だ、従うしかないというふうに、やむなくその指示に従ったというふうな御発言があるんですが、この際に、北川議員にお金が出るのではないかということはよぎりませんでしたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） それは全く私のところでは思いませんでした。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 働いてない人に賃金を支払うという事実は理解してましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私のほうでは、吉井観光さんが運行できなかつたのが平成30年5月16日からで、でも給食は、現場が動いているので、そこで吉井観光の元運転手の方を配属してもらってたので、電話とか確認で、きょう、誰が来ると、一々確認をしておりました。それで6月10日過ぎになって、それまでは聞いたことのない名前の方が出てきたということに、任用してくださいというふうに言われました。済いません、質問の最後が、今飛んでしまったんですけど。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その6月10日以降の予備要員さんのことです。要するに、現場では必要がなかった。そもそも通常の契約とは全然違った。月額だった。半年ではなく10カ月だった。そういったさまざまな、いわゆる正しくない、正常でないやり方について、おかしいと感じたっておっしゃったんですけど、これの背景に北川議員の紹介だということを聞いてらっしゃったわけなんですけど、そのときに飲み込んだのが、この北川議員という登場によって、全てを飲み込んだというふうに私は理解したんですけど、そうではないんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） その北川議員の紹介だったということだけでなく、私のところでは誰がどうやって決めたかというのは一切わからないんですけど、北川議員とか、当然当時の教育次長とかのあたり、それ以上はもう推測なんで、推測のことを言っていていいかどうかあれなんですけど、その辺で決まったことだというふうに捉えてたので、従ったということになります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、別に北川議員の名前が出ようが出まいが、上司が2人も同じように指示してきたのだから、どう考えてもおかしいわけですよ。だって気づいたわけでしょ、6月10日以降、彼が仕事をしてないということ。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 6月10日のほうも、毎日ではないですけど、毎月運行日誌とか回ってくるので、私もチェックをかけて、臨時運転手の方がずっと運行してないなというのは、私はわかっておりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 地方自治体の職員として、労務管理をする立場の人間として、働かない人にお金を払ってることについて、上司が何を言おうがおかしいと感じますよね。それはどうですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 当然、そのときもおかしいなというふうに思いましたが、スクールバスと一緒に考えていただけるということで、結局そのときにいろんな思いはありましたけど、委託と全く同じ形で運行していただいていたので、それで委託料になるのかなとか、自分で思いを抱え込んでしまって、ちょっと上司にはっきりいろいろ報告とか欠けていたんだなというふうには思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほども森川さんはもうちょっとストレートにおかしいと思って、上司である久山さんにかなり言ってらっしゃいますよね。それをあなたは抑えたわけです。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私の部下の森川さんで、私がいて、それからその上の教育次長、教育総務課長という間で、森川さんの言うとおりに、私のほうが森川さんを抑えた部分もあります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ですから、その理由を聞きたいんです。御自身だっておかしいと思ってたわけです、そもそも。それで、委託であろうなんてはずはないわけです、臨時職員の雇用ですから。それもわかって、なぜそのときに、上司が言ったからといって認めたのかという、あなたのそのまま認めようとした意味がよくわからない。

○委員（佐々木雄司君） そのところを繰り返しやると、何か誘導的なところになって、また圧力になると思うんですよ。だから、ちょっと控えていただいたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） じゃあ、最後に。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 承諾書というのがございますよね。この承諾書の署名、本人の自署のところの署名の字は、書いたのは久山さんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 承諾書といいますか、任用の関係の書類は、安本課長のほうが臨時運転手からとっていただいて、手配していただいたんですけど、御本人の住所、お名前は御本人さんの字です、書いてあったので。その下は空欄だったので、その後は事務的に埋めて、パソコンで打ったのもありますけど、手書きのほうは森川さんの手書きもあると思います。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほども申しましたけど、予備要員さんと事務員さんは自分で書いたサインだというのが明らかにわかるんですけど、5人のドライバーさんは、これ、明らかに同一人物が書いた署名だということは、監査事務局も認めています。それについてはタッチしてないということでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 給食センターのほうでは1人だけですので、その書類だけもらったので、そこだけ埋めてあったので、御本人が書いたものだと、今まで思っていました。

○委員（原田素代君） 承知しました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 検察庁で久山さんが述べられたことをちょっと今から読みます。これで正しいのかどうか教えてください。予備要員の採用に当たって、久山さんですね、私は吉井地区の給食配送車運転業務のため、さらに人を採用する必要性はなく、予備要員さんを任用するのはおかしいし、予備要員さんを働かせるつもりはないのだろうと思いましたが、次長と北川議員との間の決定事項であり、私が抵抗しても無駄だろうと思い、その指示に従うことにしましたと述べられてますけど、これで正しいですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 検察庁で、12月10日のことだったので、ちょっと記憶が曖昧というのはおかしいんですけど。はい、もうそのとおりでございます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） それで、次長と北川議員との間の決定事項であり、私が抵抗しても無駄だというふうに思った理由を説明してください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） いろんな思いはありましたけれども、もし私が従わなかったら、正直な気持ちですけど、教育次長とか教育総務課長も、こんなことを言ったらいけないんですけど、実際業務で困るんじゃないかなというようなことを私は思ったところでございます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、北川議員の決定事項に背くと、刃向かうと、いろんなところで妨害を受けたりするっていうふうな危険性を感じたということによろしいでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 北川議員と教育次長の決定事項というのは、そういうふうに聞いたわけじゃなくて、実際。私の推測というか、そういったことなんじゃないかなというところで、正直、委員会とかの発言とかをずっと聞いてましたけど、妨害というか、上司の方も困るんじゃないかなという意識がありました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） これは久山さんだけじゃなくって、上司の教育総務課長、次長を含めて、そういう雰囲気というのは、赤磐市の職員に蔓延してると思っているのでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私も課長級になったのが給食センターが初めてでして、総務文教の場しか出てないんですが、その中での雰囲気だと、そういったことがあるなというふうには感じておりました。

○委員（永徳省二君） はい、終わります。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 先ほどの森川さんの話も、やはり自分がこれを悪いことだと言うたら、やっぱり上の方が困ると。また、久山さんの話を聞いても同じような連鎖が、悪いことはわかっとなんだけれど、これを言うてしもうたら、課長が困る、次長が困ると。じゃけれど、このことは、どういうんですか、普通の議員さんとか普通の職員さんとかというのは、もう本当に真面目に働いていらっしゃる。それで、その中で彼のような突出した議員が圧力をかける。私はここへ座らせてもろうとするわけですけど、この10年来、彼はいろんなことを起こして、そして百条委員会というのも何遍目かの経験で、その中で我々も抑えられんかしらんけ

ど、それを追求し切れない。そして、今回、こういう事件を絶対起こしちゃいかんということは、言いたいのは、内部告発であれ、内部通報のできるようなシステムというんがあるんですから、完全にそれをやってほしいと。それぞれの立場で自分の意見でそういうことを経験したということは、絶対これいかんことじゃというのはわかるわけですから、今後はそういうことを上司にも言って、徹底してほしいというのと、今回のこと、僕ずっと考えようたら、子供たちを人質にとってやっとなるような事件ですよ。もう詳しい細かいことはみんなが調べてやってくれると思うんですけど、僕、客観的に10年間のことを振り返ってみて、こんな教育委員会の子供たちを人質にとってこういうことを進めて、外からはわからなくても何らかの形でお金を取る。後で聞いてみたら巧妙なやり口じゃということはわかるんですけども、それをぜひ感じ取ってほしかったというのがあります。上の困るからというときに、とんでもない。まあ、これ以上言うと。北川議員がどの程度関係しとったかということがわからなかったということですけども、全くわからなかったのでしょうか。そのことだけちょっと教えてください。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 臨時運転手の任用について、北川さんの紹介ということは聞いておりましたが、それ以上のことは。今はわかっています。わかっているというか、あれですけど、そのときは、もう何も聞いてないしわかってませんでした。

○委員長（下山哲司君） 保田委員。

○委員（保田 守君） 僕は久山さんとはいろんなスポーツ通じて、旧の山陽町のときからいろいろやってきて、本当にこんなことに巻き込まれて、手をかしたような形になったというの悔しいです。ぜひ今後はこういうことが絶対起こらないような形というのを市役所の中でつくるために頑張してほしいと思います。終わります。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほど、一番最初に質問した30年5月2日に本庁内で会議がありましたよね。この会議、重要な、課長レベルの人が会議してるんですけど、その結果とかを誰に報告を上げたんでしょうか。例えば市長とか副市長とかに報告が行ったのかどうか、その辺を確認します。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） その場では、吉井観光さんがもう5月16日から運行ができなくなったということで、スクールバスと給食コンテナ車と市民バスと、それぞれのところで、結局は担当課でよく協議をしてちゃんと対応するよという指示、その説明を受けただけですので、特に上司に報告をしたとかということは私のところではありません。

- 委員長（下山哲司君） 永徳委員。
- 委員（永徳省二君） その中心で説明した方はどなたですか。
- 証人（久山勝美君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 久山君。
- 証人（久山勝美君） そのとき、私は安本課長のほうから吉井観光が運行できなくなることについて協議をするので来てくださいということで、それを聞いて行ったら、そういう関係者の人たちが来てたということです。
- 委員長（下山哲司君） 永徳委員。
- 委員（永徳省二君） ということは、その会議の結果なりをどこまで、副市長とか市長まで報告が行ったかどうかというのはわからないってということですか。
- 証人（久山勝美君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 久山君。
- 証人（久山勝美君） はい、私のところではわかりません。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 5月2日の段階で、5月15日までで契約を破棄するというか、倒産するということがわかってないはずですけど。5月2日の段階でもう倒産するというのは確定してましたか。
- 証人（久山勝美君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 久山君。
- 証人（久山勝美君） 説明のほうですけど、ちょっと日にちがたってるのではっきり覚えてない部分はあるんですけど、5月2日の時点で、倒産するからという、倒産という説明じゃなかったと思うんですが、5月16日からもう運行ができない、契約解除するからのような話だったと記憶しております。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 5月16日からは次の体制を組まなければならないということが、5月2日の時点でもう認識されてたんですか。
- 証人（久山勝美君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 久山君。
- 証人（久山勝美君） そういった、5月2日に会議に呼ばれて説明を受けて、私はそういうふうに認識をしました。
- 委員（原田素代君） はい、わかりました。
- 委員長（下山哲司君） よろしいか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 1つだけお聞きします。久山さんはセンター長になって初めて総務委員会へ行って、課長立場でわかったということなんですけれども、ちょうどこの問題と、あと学校給食の一部民間委託、この辺の問題が並行的に委員会ではされとったと思います。そういうことも1つあるんですけれども、この委託の辺で、もうこういういまだかつてない、次長から直接電話で職員をしてほしいということも、直接あって、自分の職員になっての三十何年以降、こんな指示は受けたことがなかったということ供述調書で述べられてるんですけれども、そういう気持ち、そしてそのときに北川議員が紹介ですよ一言言われたと。教育委員会の業務にも大きな影響力を有する人だというふうな感覚、その辺受けたとき、どういうふうに感じられましたか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 濟いません、ちょっと最後の部分、もう一度お願いしてもよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 次長から言われて任用の職員を指示されましたよね。そのときに、北川議員の紹介ですよ一言、次長の言葉の中にあつたということで、北川議員というのは教育委員会の業務にも大きな影響力を有する人だと、委員長だというふうな感覚があつたんじゃないかと思うんですけれども、そういうことがあつた。それで、御自分ではもう33年以降、直接次長から指示を受けた、こういうやり方というのはもうなかったというふうなことも供述調書で述べられていますけど、その辺の気持ち、電話で次長から言われたときの気持ち、その辺はどういうふうに感じられたかなど。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 濟いません、ちゃんとした答えになってないかもしれないですけど。私の33年間の、今回の臨時職員を雇ってくれと、私がそれまで、臨時職員とか雇う部署に余りいたことがなかったので、臨時職員をあれだけたくさん扱うっていう事務の担当課で仕事したことがなかったので、臨時職員の任用について、この人を任用してくださいというのは初めての経験だったというふうに捉えていただいたらいいかと思います、その件は。

教育委員会の仕事、業務については、全て、担当委員会は総務文教委員会になるので、北川さんは、当然、教育委員会の業務に正直影響する人だなというのは感じておりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（福木京子君） もう1つ、いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） それはよろしいです。

それで、やはりこういうことを起こすのは違法と公文書改ざん。こういうことがわかって、それで後、森川さんが事務的なことをされてますよね。森川さんがこりゃあもうおかしいんじゃないですかと、もう何回も確認を、多分久山さんにも言われたというふうなこと、そのときに、これは何とかしないといけないというふうな気持ちというのか、どういうふうに思われて、何らかのことをせないけんかなというふうなことを強く思われたらどうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 確かに担当者の森川さんからはいろいろ、おかしいんじゃないかという話を受けて、当然私もそう思いましたが、私の中で上司に対して、やっぱりそこでそのままじゃなくて、そこでちょっととめるというような意識がございました。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 賃金関係についてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、検察庁さんの供述調書を読んでいてわかりづらいんで、直接お伺いできればなというふうに思いますが、スクールバスの臨時職員さんらに対しては教育総務課から支払うので、給食センターで、これは該当する方だと思うんですが、賃金を支払ってくださいというふうに課長から言われたと。……さんらに対しては教育総務課から支払うというのはということで、その後、書かれているんですけども、我々聞いているのが、吉井観光がだめになりましたと。そのところで、本来であればお渡しするお金というのが、その後も継続してもらったらこのものがあって、そのところで、吉井観光が動かなくなったので、その分を各新しく雇う6人ですか、7人ですか、事務員を含めてスクールバスの方々にお金を割り振るんだというふうに、そういうふうに給料として割り振るんだというふうに説明を受けてるんですが、この給食配送業務に該当する賃金8万円の方、この方に関しても、このやりとりの中では、スクールバスのお金の中でやるという話を受けたということなんでしょうか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） そのときの話では、実際、給食のコンテナ車の運行については、スクールバスを運転された方が、給食配送が10時半ぐらいからなので、その合間に3人の方が携わってくれてました。6月10日時点では2人だったかもしれないですけど、その人たちの分はスクールバスのほうで支払う。その辺のことはちょっと詳しくわからないんですけど、3人については教育総務課から、スクールバスも運行した後、行かれてるからかなと思ったんですが、もう1人、給食の配送車の臨時運転手の方については給食センターで、6月10日以降雇ってくださいというときに、同時に月額8万円払ってくださいということで、ちょっと私もいま一

つ、いまだに理解できてない部分があるんですが。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、月額8万円というのは、本来決められているものとはまた違う形で、ぽこっと新しく生まれてきたというような、そういう認識を持たれてました。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私の中では、時期も6月10日過ぎだし、任用で月額賃金もほぼ同時に指示されましたので、正直取ってつけたような、そんなぽっと出てきたというイメージはありません。

○委員（佐々木雄司君） はい、結構です。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 私は、今回の件について、吉井観光のほうから5月14日に15日以降は運行できないと言ったというふうには知らされておったんですが、今の話の中で、5月2日に次長、課長、それからおたく、それから小引課長と何人かの課長、もう少しおられたというふうには説明を受けて、そういう話し合いができた場所において、どういう内容で話をされたんでしょうか。2日に集まった理由というのは、今後、吉井観光が運行していけなくなると、そのことについての対応を迫られた協議だったと思うんです。だから、そのときに、おたくの場合は給食の配送の問題がある。それから、小引課長等においては熊山地域の市民バスの運行とか子供とか、そういうこともあったからやられたんだと思うんですけど、そのときの内容を詳しく教えていただきたいんですが。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 先ほどお話ししたとおりで、5月2日に集められたのは3課、関係部署が集められて、16日から運行が、そこはちょっと確定なのか、ちょっと私のところでは今ははっきりしないんですけど、16日から運行はできなくなるというのは聞きました。その後、それぞれの担当課で、緊急のことでもあるけど対応をそれぞれでやってくださいという説明くらいしか、私も今、ちょっと覚えておりません。

○委員長（下山哲司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 5月2日からは、約2週間ほど期間があるわけです。だから、その間において、ほんならバスの運転手とか、スクールバスとか、給食の配送とか、市民バスの運転手とか、そういうことについての、2週間も前にわかるとるわけですから、もっと対応ができたと思うんですけど、できてればこういうことにはならなかったと思うんですが……。

○委員長（下山哲司君） 行本委員、彼の場合はコンテナだけですから。

○委員（行本恭庸君）　じゃから、コンテナ……。

○委員長（下山哲司君）　スクールバスのは。

○委員（行本恭庸君）　じゃから、コンテナの件でもあるから、それは呼ばれてされとるわけですから。そこは、今まではスクールバスの関係の運転手の方のあいた時間で、誰が配送するかわかりませんが、それでやっていっとったからスムーズに行っとるわけですよ。ですけど、この事件が起きる、もう2週間前にわかっとれば、もっと対応の仕方があったと思うんです。じゃから、それでその内容を私が聞いたわけですよ。おたくのところはあれでしょうけど、ほかのところにも聞いても、ということではできなくなりますと言われたら、そこで各担当のところで協議がなされておれば、こういう問題にはなかなか結びつかないと思うんですけど。わかるとこだけで結構です。

○証人（久山勝美君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　久山君。

○証人（久山勝美君）　給食のコンテナについては、5月2日、協議が終わった後に、安本課長と相談というか、今まで吉井観光さんに委託してたときと同じ流れで、もうスクールバスと一緒に給食のコンテナ車のほうも考えてくれるかということで、そのときにはっきりスクールバスの、吉井観光の運転手さんをそのまま雇うとか、そういったことは聞いてなかったんですが、一緒に考えてくれるということで、そうなれば、今まで行ってくれた人が任用形態、委託から個人任用に変わっても、同じ運転手さんがスクールバスを運転した後に給食センターも、小学校2つと中学校1つありますけど、3カ所を安全に運んでいただけたと思いますので、そのときにスクールバスにお任せしてしまったということはあるんですけど、それが一番いい方法かなというふうに私のほうもそのときは認識しておりました。

○委員長（下山哲司君）　よろしいですか。

原田委員。最後になりますから。

○委員（原田素代君）　はい。5月2日に集まれたという御回答ですが、これは5月2日は間違いはないですか。

○証人（久山勝美君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　久山君。

○証人（久山勝美君）　5月2日は、当然警察とか検察の調書にも、なかったですかね。聞き取りをされましたので、私もそのときの会議のメモ、それを見て、5月2日は間違いはないです。

○委員（原田素代君）　委員長。

○委員長（下山哲司君）　原田委員。

○委員（原田素代君）　百条のほうが入力してる資料等によりますと、5月2日の段階では、まだ契約、そもそも倒産も、5月8日の段階で社長さんが頑張ると、まだ倒産させないで

これから運行続けるから、何とか理解してくれって5月8日に言ってるんですよ。5月7日には、たしか熊山の市民病院でトラブルがあって、そこで指導が入って、市のほうから、こんなことじゃ困ると。その際に、大丈夫かと、それとあわせて倒産にならないかっていう確認をしたら、頑張ると社長さんおっしゃってて、5月8日ぐらいの段階ではまだ。いつ倒産になるかっていう話まで至ってないのに、それできょう、手に入れた教育委員会関係の聞き取り調査の中でも、5月のゴールデンウイーク明けから14日までに行われた協議はありますというのはあるんですけど、今の久山さんのおっしゃってる会議の性格が、私たちがもらってる資料にはないんです。ちょっとその辺、2日はどの程度まで、もう倒産しちゃうという認識だったんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） そのとき、5月16日から運行ができなくなるということで、だから倒産という言葉は聞いてなかったし、多分、私の思い違いですかね、1人の。その後に、吉井観光の方と解約の同意書みたいなのをとったっていうのは何か聞いたので、その後ですかね。だから、それ、済いません、私の多分思い違いっていうか、取り方の違いで、こういう、きょうの発言とか調書がちょっとおかしくなってるのかなというふうに、今お話を聞いてそう思いました。

○委員（原田素代君） 確認だけ。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、久山さんの認識では、5月2日の時点で招集されたときには、倒産という認識はなかったけど、運行ができなくなるだろうとって呼ばれたんだということでもいいんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） はい、そのとおりです。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと、1点だけ。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今に関係するところなんですけど、秘書企画課長のほうから、供述調書では、対策を考えてくださいというふうに5月2日言われたんだということが書かれているんですけども、これ、何で秘書企画課長なんです。教育委員会所属ですよ。教育委員会のルートで来るんだったらわかるんですけど、何でこれ、秘書企画課から来るんですか。

○証人（久山勝美君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 久山君。

○証人（久山勝美君） 私が5月2日呼ばれたのは、安本課長経由で、行ったらそういう担当課の人がその場にいたということで、直接私が小引課長から言われたということではないと思います。

○委員（佐々木雄司君） 直接ではないんじゃない。直接言われたような感じになっとなるけどな。

○委員長（下山哲司君） いや、先ほどの話では違います。

○委員（佐々木雄司君） わかった、ええよ。

○委員長（下山哲司君） 以上で久山勝美君に対する尋問は一応終了しました。

久山勝美証人には長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

○証人（久山勝美君） ありがとうございました。

〔証人 久山勝美君 退場〕

○委員長（下山哲司君） ここでお諮りいたします。

予定時間がちょっと長くなっておりますので、1時からの開会とっていたんですが、ちょっと早目にやらせていただきたいと思いますと思いますが、12時40分ぐらいから開会させていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、12時40分まで休憩とします。

午後0時1分 休憩

午後0時40分 再開

○委員長（下山哲司君） 会議を再開いたします。

次に、安本典生証人の入室を求めます。

〔証人 安本典生君 入場〕

○委員長（下山哲司君） それでは、安本典生証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしく願いいたします。

これより安本典生証人から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いございませんか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、間違いありません。

○委員長（下山哲司君） 最初に、副委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことといたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（岡崎達義君） それでは、安本参事への尋問をさせていただきます。

1、あなたの教育総務課長として勤務していた経歴から現在までの経歴を教えてください。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 平成29年4月1日から教育総務課長、そして令和元年9月24日から税務課参事です。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

2番、吉井観光バス株式会社（以下、吉井観光と言う。）の倒産前の5月10日前後、市役所の中でどのような対策をしたのですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 秘書企画課と調整をしながら、吉井観光の経営状態の把握や顧問弁護士への相談、その後、倒産等をしたらどうなるかなど検討し、また吉井観光への委託契約解除の交渉を行ったりしながら、契約日を想定して、次の委託などについて検討を進めておりました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

3、令和元年12月10日、検察庁にて供述している内容で、運転手の雇用について、顧問弁護士に相談したとありますが、どの顧問弁護士ですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 小林弁護士です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

4番、吉井観光の予算が月額140万円だったとありますが、その根拠は何ですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 平成30年当時の吉井地域のスクールバス、4ルートの吉井観光への委託契約金額です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

5番、従前吉井地域を担当していた運転手に、引き続きスクールバスと給食配送をお願いした際に、運転手から賃金について話がありましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 運転手さんに引き続きお願いをする際での話では、吉井観光に行くと

ったときと同じぐらいもらえたらええなとか、また月額で定額もらえたらいいなというような話がありました。また、市での運行に対する支払い方を説明すると、少しそれについては考えてほしいというような話もいただきました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

6番、その際に臨時職員の任用の決まり等について説明しましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 簡単には説明のほう、しております。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 7番、臨時運転手を雇用することになるまでの経緯を、時系列で説明してください。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 吉井観光の運営悪化に伴い、受け入れ先を検討する中で、総務文教委員長のほうから組合の話などが出てきました。これは次長を通じての話だったと思います。そういうの中で、組合の話については、以前、合併前に吉井地域でも退職OBの運転手さんで組合をつくって運行していたので、そういったことができるのではないかとということで提案を受けました。ただ、管財課や総務課と相談する中で、任意団体と契約するという事は、事故など、もしものときの補償などの責任対応ができないことから、当時、スクールバスの運行をほかにもしていた会社をお願いしたほうがいいのかということで、お願いもしてみましたが、断られたので、直接任用で運行するという事で話を進めていきました。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

その際、北川議員が組合にこだわった理由は何だと思えますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 組合で受けた場合、本人所有の施設を事務所として使ってもらいたかったからだと思いました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） ありがとうございます。

9番で、藤井前次長はその理由がわかっていたと思えますか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） わかっていたと思えます。

○副委員長（岡崎達義君） 10番、北川議員に、組合ではなく直接市が雇用するというのをどのように説明しましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 先ほど7番の質問でありましたように、任意団体ではもしものときの補償などの責任対応ができないので、無理だということで、直接雇用にしたいということで話をさせていただきました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 11番、説明の際、資料は作成しましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 作成しました。

○副委員長（岡崎達義君） 12番、誰が作成しましたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私です。

○副委員長（岡崎達義君） 13番、その資料に賃金の内訳として、組合運営費を記入したのはなぜですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 組合に委託できないが、バス運転の雇用契約をして、運転手さんが組合をつくった場合を想定して費用を記入しておりました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 14番、最終的にそれぞれの臨時職員の賃金はどのようにして決まったのですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 総務文教委員長から提案を受け、次長と私で相談して決めました。

○副委員長（岡崎達義君） 15番、平成31年3月ごろ、議員が開示請求した後、文書の改ざんをしたのは誰ですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 次長から指示を受け、担当職員に私が指示をいたしました。

○副委員長（岡崎達義君） 16番、改ざんをした理由は何ですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 修正前の文書では説明しにくい部分があったので、加筆しわかりやすいものにするためでした。

○副委員長（岡崎達義君） 17番、予備要員としての臨時職員を雇用することになった経緯について説明してください。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 次長より委員長から紹介を受けたことにより、雇用することになりました。

○副委員長（岡崎達義君） 18番、藤井次長から、臨時職員の1人の賃金を下げるように北川議員から言われたので手続をしようと言われたことについて、藤井次長、北川議員の関係について、どのように思いましたか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 緊密な関係にあると思いました。

○副委員長（岡崎達義君） 続きまして、19番、予備要員の臨時職員を雇用することについて、あなたが特殊な出来事なので非常に印象に残っていると感じた、特殊な出来事とはどのようなことですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 通常は現場サイドから必要な雇用の連絡があり手続をしていくものですが、今回は上司のほうから雇い入れの話を進めてくれと言われたので、印象に残ったということです。

○副委員長（岡崎達義君） 20番、必要のない臨時職員を雇用することについて、北川議員から言われたことであつたので、このまま手続を進めるしかないと思った理由は何ですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 次長が以前に打ち合わせのときに、委員長にほかにも運転手がいたら助かると言っていたので、探してくれたことを断るといけないと思ったからです。

○副委員長（岡崎達義君） 21番、予備要員の臨時職員の賃金が月額8万円に決まった経緯を説明してください。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 次長が、バスにあわせて月額にし、賃金もバスにあわせて計算して決めました。

○副委員長（岡崎達義君） 22番、藤井次長が、働かせるつもりも待機させるつもりもないの

に予備の臨時職員を任用して、8万円の賃金を支払おうとしていることがわかった理由は何ですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 給食センターから雇用の要望のなかったことが1つあります。それから、5月からの支払い、それと後から給食センターから1回も勤務していない、そして運行のない8月の賃金の支払い指示、そしてバスの運転手の賃金を下げた額と同じ額だったので、そう感じました。

○副委員長（岡崎達義君） 23番、この雇用について、所長やあなたが疑問を投げかけても、月額8万円の賃金の支払いにこだわった理由は何だと思えますか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） こういった問いかけをしたときには、緊急事態で月額でお願いしているからええんじゃというような答えがいつも返ってきたと記憶しております。

○副委員長（岡崎達義君） 24番、上司からの指示とはいえ、何か行動を起こすことは考えなかったのですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 先ほどと同じく、緊急対応で待機してもらっているんじゃからええんじょとか言われたことで、今回は緊急対応でこういった対応しているのだからいいのかということで、自分のほうが思ってしまって、行動が起こせませんでした。

○副委員長（岡崎達義君） 25番、平成31年2月ごろ、予備要員の臨時職員が返金を申し出たときの状況について説明してください。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 予備要員の方から、当日か前日だったか、どちらかはっきり覚えておりませんが、電話があり、会いたいとのことで会いました。そこでその予備要員の臨時運転手の方は、実は私は働けんかったんじょということで、お金も返したい、2月末でやめさせてくれということで、またもらったお金の半分を委員長に渡しようたんじょ。それと、きょう、もらようたお金持ってきとるから受け取ってくれとの申し出がありました。突然だったので、きょうはお金は受け取れないし、対応についてはまた検討させてくださいということで、また連絡させてくださいと言って、帰ってもらいました。

○副委員長（岡崎達義君） 最後ですが、26番、平成31年4月以降、予備要員の臨時職員が働いていないにもかかわらず月額8万円の給与を支払っていたことが明るみに出て以降、藤井次長から何か働きかけはありましたか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 調査などの私が受けたことについては、どういったことを聞かれたかなど聞かれて、その都度、対応については打ち合わせをしました。

以上です。

○副委員長（岡崎達義君） 以上です。ありがとうございました。

○委員長（下山哲司君） それでは、各委員さんから質問をお願いしたいと。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから、8番についてお尋ねをしたいんですが、北川議員が組合にこだわった理由は何だと思えますかということ、事務所を使用する思いがあったのではないかという御答弁を今していただいたところですけども、検察庁の供述調書によりますと、安本さんは5月21日、倉迫副市長、藤井次長とともに北川議員の自宅を訪ねたくだりであり、倉迫副市長が吉井観光の経営が危ないと言ってきたから金を出した。こちらも幾らか回収したいと北川議員が言われたと、あなた供述してます。その後に、私は北川議員のこの発言から、吉井観光に貸した金を回収するために、委員長の事務所を有料で貸そうとしていることがわかりましたということなんですが、これに間違いはないですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 次の質問に行くんですが、13番、賃金の内訳として、組合運営費を記入したのはなぜですかということなんですけども、先ほど、何てお答えいただきましたか。もう一度、お願いします。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 組合には委託できないが、バス運転手の雇用契約をした後、運転手さんが組合をつくった場合を想定して費用を記入ということ。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 供述調書の中では、有料で貸そうとしているということがわかっていながら、組合費を、今おっしゃられたことというのはちょっと印象が違うように思うんですが。どのようにお考えになりますか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 組合へお願いするのではなくて、断った後を想定して資料をつくっていたと思います。そのために、運転手さんとそれぞれ契約する中で、幾分か組合的な部分を加味しているんですよということだと思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 別の質問させていただきますけども、倉迫副市長がキレて、わしゃあ、もうこの件から手を引くと言って、藤井次長が非常に困った顔になってたところを、検察庁のほうでも御証言されてらっしゃいますけども、そのところのお話を聞かせていただくんですが、また、友實市長のほうから、組合へ委託するのは北川色が強くなるからだめだと言って断られたということで、副市長もこの件から手を引いたということでお困りになられて、藤井次長がどのようにして北川議員からの提案を断ろうかと、組合の提案ですね。ですから、事務所を貸してその利益を得ようとしていたということですけども、これをどうやって断ろうかという話をしたくたりの中で、組合という形……。

○委員長（下山哲司君） 少々お待ちください。

最初からお願いします。

○委員（佐々木雄司君） どのようにして北川議員からの提案を断ろうかという話をする中で、安本さんは藤井次長から、このような解決案というか、説明を受けましたということを証言されてます。組合がだめだということで直接雇用しても、運転手が後に組合をつくれば、北川議員が要求する家賃などを組合費として支払うことができるだろうと、これであれば納得してくれるだろうということを藤井次長が言われたことに対して、安本さんはええ考えだと思いますと答えましたと言われてるんですが、あなたが5万円と書き込んだこの組合費というものが、北川さんの手に渡るっていうことの認識はあったんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 前にもここで回答いたしました、家賃代として回っていくのだろうというのは想定できました。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） はい、いいです。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 質問の順序が戻りますけれども、まず最初に4つ目のところで、吉井観光の予算が月額140万円だったということなんですが、その140万円の明細を説明してください。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 細かな金額は、宙ではちょっと覚えておりませんが、吉井観光は当時、吉井地域、熊山地域、山陽地域のほうを受け持っていたと思うんですが、その中でその140万円に該当するのは吉井地域だけで、吉井地域の4ルート、バスの持ち込みルートと運転手さんを派遣するルートがあったと記憶しています。それぐらいでよろしいですか。

- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） この月額140万円っていうのは委託料でよろしいんですか。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい、そうです。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 委託料の中には、人件費以外に何が含まれているとお思いですか。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） 委託料の中に何が含まれているのか。バス持ち込みの場合は、国交省から陸運事務所を通じての積算式があるので、その中には人件費や会社の運営費、バスの維持管理費なども含まれていると思います。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田君。
- 委員（原田素代君） 私がいただいている資料の中には、委託費用の中には、人件費以外、燃料油脂費用、車両点検整備費、保険料、その他運行に係る経費、全てを経費とするとあります。それでよろしいですか。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） ということは、この140万円は、人件費だけではなく委託料として諸経費が含まれているものであると理解していいですね。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） ということは、この140万円が安本さんの供述調書によると、5等分して28万円が積算されたというふうにありますけど、それでよろしいですか。
- 委員長（下山哲司君） 安本君。
- 証人（安本典生君） はい。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） そうすると、本来委託金として人件費以外の金額が含まれているもの

を、100%人件費で割って、その28万円という金額を出したということについて、これはまずいなと思いませんでしたか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 当時、私も相談をされて、高いなとは思いました。派遣の金額についても、ここで金額を言うと入札にかかわるのできちっとした額は言えませんが、それより若干低い額で人件費を派遣の分でしていただいていると思うんです、たしか。それにプラスアルファ3万円だったので、組合費とかを考えると、そんなに差はないのかなと思ったんです。ただ、全体からいうと高い、バス持ち込みがなくなるので、そこは高いなというところで、どうしてその140の数字とイコールになるのかなというのは、少し疑問点というのは、当時も持ってました。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そもそも委託契約金を人件費にするということは、本来市役所の内部的な処理として、現場で委託金として計上されてきた金額をその場でこれを全部人件費にかえることを、その裁量は藤井次長が認められているとお思いですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 裁量が認められているかどうか、そこは決裁区分で言っているのか、ちょっとどういうふうにお答えしているのか、済いません。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 本来は、要するに用途が確定した予算を勝手に別の用途にかえることはできないんです。当然、上司に確認して、秘書企画課か総務課か知りませんが、この金額について、人件費として、諸経費を引いて、例えば140万円を120万円にして人件費として使うことは認めてほしいという伺いを立てるのが本来だと思うんですけど、そう思いませんか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） そうです。そういった手続をしてなかったのは確かです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、そもそもその時点から、藤井次長さんのやり方に違和感を感じていましたか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 少し違和感、緊急事態でということと言われ、私も対応の仕方が悪かったのだと思います。もう少しほかの部局にも相談をしながらやるべきだったとは思っております。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほど、久山さんは5月2日の時点で、要するに運行ができなくなるリスクがあるので招集がかかったと。実質は5月16日から新しい体制のドライバーさんが入ったわけですが、皆さん、緊急とおっしゃるけれど、この間のいただいた資料を見る限り、緊急ではなくて、粛々と5月16日を迎えてるとしか思えないんです。まして、地元で担当委員会の委員長さんが采配を振るって、紹介という言い方をされたけれども、実質的には俺が紹介してるからこいつらの面倒を見ろよということだと思んですが、そういう事態に対して、要するにこのままではいけないなという危機感ありませんでしたか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） その経過につきましては、顧問弁護士さんにも相談しながらやっていったんですけど、日にち的には15日程度あったから時間があつたのではないかということでしたが、我々というか、私からすると、表にも出せず、交渉をしながら、吉井観光にも何度も足を運びました、契約解除の交渉について。ですので、一日二日でそのことがこの日で決まって、次の業者が段取りできたとか、そういうことではなかったのも、私の中では割とバタバタ、あれもせにゃあいけん、これもせにゃあいけんというようなイメージの中で、日にちのほうがあつという間に過ぎていったような印象ではあつたんですけど。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 1つお聞きします。ちょっと話が変わりますが。職員の内部通報で指摘があるわけですが、議員のチェックも十分なかったということは言えると思うんですけども、この吉井観光が倒産することによって、臨時職員の採用が出てきたことから大きな問題になってるわけなんですけれど、吉井観光倒産に伴う業務変更、これ、総務文教委員会に報告をされたんですね、細かいこと。どんなんですか、その点は。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 細かな説明はなかったと思いますが、経営状態悪化でほかの業者さん、または直接雇用というような形で、説明のほうはさせていただいたと記憶しておりますが。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 私は、だから総務委員じゃないから、その辺が今聞いてもわかりませんが、この場合、北川氏が担当の委員長なんです。それで、それにかかわってるということも、今、深くかかわっているということが明らかになってきてるんですが、やっぱしこの大変な問題が起こりそうなわけですから、委員長か副委員長に、まあ委員長はちょっとかわり、委員長か副委員長に相談をしたけれども、ストップがかかったということはないんですか。担当の委員長が深くかかわるとるわけですから。そこへその問題を相談をしながらされと

るというのは明らかになってきてるんですけど、そのことは表に出さずにというようなストップがかかるというようなことはなかったんですか、北川委員長は。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私に対してはなかったですけど。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） この問題は本当大変な事態です。今さっき緊急事態というふうな言葉も言われたけど。そうしたら、もう一番関係のあるこの総務文教委員会に十分説明をして、こういうふうにとるんだけどどうかということ、やっぱり聞かないといけんでしょ。その辺のことなんか審議されたんですか。相談されたんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 教育委員会では、次長に委員会での説明はどうしましょうかということでは、私のほうは提案もさせていただきました。まだ調整中ということと、それから事前に委員会の中へ出すと、まだ当時、吉井観光さんも本当に潰れるかどうか、今も倒産の状態になっているかどうかというのは私ははっきりしてないんですけど、そういうことで風評被害になる可能性もあったので、対応がきっちり決まってからの委員会説明のほうがいいんじゃないかという考えを教育委員会サイド、もしくは市長部局の秘書企画課では持っていたと思います。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） こういう緊急事態や大変な状況が、今後、起こるわけですから、幾ら細かいところがわからないまま出されなくても、普通は委員長とか副委員長とか、そういうことは綿密に相談しながら物事進めるでしょ。そしたら、委員長がもうかかわってるということですから相談しにくいけど、副委員長とか、そういうふうな人にもある程度相談しながらしないと、何も言わずに進めていくということ自体、おかしいんじゃないですか。その辺はどういうふうにとられとんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 委員会对応の辺は、次長さんとかにお願いしてたので、説明したほうがいいんじゃないかと言ったときにも、逆にこうこうするからちょっと待てとかというようなどこまではまだなかったんで、私も逆に言うと、次長、そして総合政策部長、副市長などと相談しながら委員会説明のタイミングを図っていたのではないかと考えております。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そういう相談を市の幹部のほうはされとんですけど、やっぱり担当の委員会ですから、せめて相談されるべきところ、副委員長もおられるわけですから。全然相談

されてないんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私の知る限りでは、副委員長さんには説明をしていないと思います。

○委員長（下山哲司君） 1つ言っておきますが、私も総務委員会の委員でおったんですが、やる前に総務委員会では、直接雇用して、職員が管理して、時給でやらせますので了解してくださいというのは総務委員会であったんですよ。その後に、途中から内容が変わったのは、私たちに報告がなかったんです。現実はそのことですよ。いいですか、それで。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 別の業者さんの候補、別の業者さんを探さなければいけないというようなことをおっしゃられたところについて、もう少し詳しくお尋ねをするんですが、安本さんは藤井次長との話し合いの中で、これ、あなたが検察庁で供述してらっしゃる内容ですよ。話し合いの中で、雇用から3カ月程度あれば入札の準備ができるので、赤磐市の直接雇用期間を3カ月として、この期間の随意契約とし、その後、入札を行うという流れにしようということになりました。というのも、この方法であれば、別業者が入札するために、運送法か何かの関係か吉井地域内に営業所を置かねばならず、その当時、ほかの業者が吉井地域内に営業所を置いていなかったことから、入札者があられず、やむを得ず組合に委託する流れがつかれるんですということを藤井さんとの話し合いで話をしましたということをおっしゃるんですが、業者を探すどころか、業者を排除するような話し合いしてるじゃないですか。これ、どっちが本当なんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 現実的には、期間が短いので、営業所を置けないのではないかとこの話で、そういう話をしたと思います。いい回答になったかどうか、ちょっと済みません。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その後に、このように供述されてるんです。そうなれば、市長と委員長の北川議員の両方の言い分を聞くことができるようになります。このように言われてるんです。ということになると、北川議員の求めてらっしゃった組合、自分が組合費を取ると、事務所代として利益を得るといふところの思惑というものについて果たすこともできるし、市長が北川色が強くなるからだめだと言ってるようなところの両方を満たすことができるんだと。あなたが言ってることじゃないんですか、これ。にもかかわらず、業者を選定したっていうのは、ちょっと答弁違うんじゃないかなというふうに感じてしまうんですが、本当に業者探しとか、ほかの業者を探さなければいけないというようなことをお考えになられて、その行動をとられたんですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） それ、資料を作成していた中で、どのタイミングでつくっていた資料かわかりませんが。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。吉井の関係のバスの中で、吉井地域だけは吉井に事務所がなかったら指名に入れんというような項目が、吉井地域の分だけに入るとということとを聞かれよんじゃと思うんですよ。

○委員（佐々木雄司君） いや、そんなこと聞いてない。

○委員長（下山哲司君） 聞いてないですか。

○委員（佐々木雄司君） 聞いてない。

○証人（安本典生君） ほかの契約をしていたバス会社に、吉井地域も受けてもらえないかというようなことを話をしたときに、朝の健康管理とかするのには、一々事務所のあるところまで来てもらわないといけないとか、逆に言うと、ほんなら現場近くに事務所を置いて、そこで管理するような問題も出てくる。また、何人かに1人、管理者みたいなのを置かないといけないというような話もあったりして、なかなか現実的にはその3カ月で入札するといったときにも、それができないんじゃないかというようなところで、実際にそういうふうに計画を立てたけど、そういうふうにはいかないだろうということであれば、委員長や市長が言っていたことにできないから、直接雇用のまんまいけるんじゃないかということにつながっていく話ですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そうは書かれてないんですよ。途中まではそうだなというふうに思うんですけども、要するに、今御説明をした内容であれば、市長に対して言い分を通そうというような説明になるんですけども、要するに北川議員の利益を満たすことをどのようにしていくかということを追求してる話なんです、読むと。そのように僕、読めるんです。だから、藤井さんと安本さんが熱心に話し合っ、どうやったら市長を言いくるめることができ、北川議員の要求を満たすことができるかということ、ここ、書かれてるんです。僕はそのように読めるんですよ。それって、今まで別の業者さんを探したとかっていうのは、まるっきりうそっぱちの話になるじゃないですか、そうなる。どっちが本当なんですか。本当に、その中身はいいんですよ。業者さんが遠くのほうから来たら、運行管理とかができなくなるとか、そういうことはどうでもいいんで、そうじゃなくて、本当に業者さんを探したんですかと。探したんじゃないかと、ここのところでは業者さんではなくて北川議員の言われている組合、もしくは働かそうとしている人たちを何とかして市役所のほうからお金を払うために、一生懸命考えたような内容、ここ書かれてるんですけど、ここら辺どうなんですか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 資料をつくったことも本当ですし、業者さんに当たって、吉井地域の運行もしてもらえないかと言ったことも本当をお願いをしたんです。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） でも、ここで本当をお願いをしたとしても、入札者があられわずやむを得ず、組合員に委託する流れがつかれるんですと。要するに、無駄なことになるけども、業者さんには声をかけて、状況だけはセットアップしようというふうにお考えになられたんですか、じゃあ。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） そこまで深読みというのか、そこまでは考えてなかったです。私のほうは、運行がどちらかでも受けてやってくれば一番いいんじゃないかと思って行動はしていたつもりですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それでも、北川議員の言い分を聞くことができるようになるという思いも持っていたわけですね。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） そうなります。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その思いとは、5万円ずつ組合費を取って事務所費に使う、このことについて、それもしょうがないなというふうに思われてたってことですね。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） しょうがない、まあそういった契約ができれば、運転手さんのほうで組合つくってもらってやってもいいんじゃないかなということは考えておりました。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いや、そんなこと聞いてなくて、きちっと答えてほしいんですけども、組合費として各自5万円を納入ということはあなたが書いたということが、証拠によって明らかになってますよね。その5万円というのは、北川議員の事務所費に使われるんだということというのも理解してましたよね。それを満たすために、いろいろ藤井さんと市長に対して、しっかりと市長が、もうそりゃあしょうがないなと言うてもらえるような状況をつくるために知恵をひねってますよね。この3つについてどう思いますか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、そのとおりだと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 次、もう1点、違う件でお尋ねをさせていただくんですが、5月24日、藤井次長が北川議員に電話をしましたというくだりなんですけど、北川議員が今市役所におるから、これからこっちに来るから同席してほしいということで、2階の中央公民館のロビー、こちらのほうで3人で何かしら話をしたくだけがあるんですけども、これ以外に北川議員、あるいは藤井さんと北川議員、ほかの理事者と北川議員、本件において話をする席に同席したことってありますか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 私が覚えている限りでは、倉迫副市長と次長と私で3人で1回、委員長の家に行きました。それから、もう1回は、今言われた公民館の2階で説明をしたときの2回です、調整事で行ったのは。教育委員会に来られて、教育長室で話すときにいったことはありますが、それはこの案件ではなくて、委員会の後とか、議会の後に寄ったときに来られたんで、同席はしたことがありますけど、この件については2回だったと思います。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 委員長、ちょっと相談なんですけど、教育長室で何の話をしたのか関心があるんですけど、関連事項として質問させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その教育委員会の教育長の席で同席をされたときの内容というのは、どんな内容だったか覚えてらっしゃいますか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 余り記憶にはないんですが、議会の後だったりしたら、お疲れさんみたいな感じで言われたと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何らかの事業の打ち合わせ、あるいは事業に対しての要望であったり考え方みたいなものの伝達みたいなものがなければ、行く理由っていうのはないと思うんですけど、お茶を飲みに来たり、お疲れさまみたいな感じで自由に出入りできるような、そういう状況だったんですか。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 昼休みとかに議会の時とかは来られたりするんで、委員会の後はほとんど来られなかったんで、昼間にちょっと寄られたのかなと思った程度ですけど。中身は、具体的な何か事業についての打ち合わせというような時間もないですし。そう思っておりますけど。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） 他にございませんか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 組合のことをお尋ねしたいんですが、12月議会の席で、末本現次長が、組合はございませんっていうふうに回答されてるんです。恐らくこれは、今安本さんもおっしゃったように、契約自身が組合ではないと、個別の委託契約でやると。で、そうなったということを前提にして、組合はありませんっておっしゃった。だけど、その後、安本さんや藤井さんの間では、賃金を腐心して、大変心を砕いて、いろいろ努力されて、140万円を5で割ったり、厚労省の大型観光バスの時給賃金1,800円幾らを出したり、また待機時間は有料であるから、待機時間も賃金に入れようとか、いろいろ語ってますね、ここで。それについてはそれでよろしいですか。ちょっと確認させて。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、間違いないと思いますが、組合をその後、つくったかどうかというのは私も定かではありません。ただ、どうしても打ち合わせというんですか、調整というんですか、誰がいつ乗るといとかというのはあるんで、リーダー的な方にその調整はお願いしますということは言ったことがあります。組合をつかってやってくれとかというのは、私のほうから言った覚えはありません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） しかし、おつくりになった資料の中には、（5万円）組合費として上納するというのをつくられたわけですね。

○証人（安本典生君） はい。

○委員（原田素代君） ということは、藤井さんと安本さんの間には、組合費が前提でこの賃金は設定されているというふうに北川議員に説明されてますよね。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 設定したときは、金額はたしか28万円だったと思うんですが、実際にしたときは、高い人もいますが低い人もおられて、もうその話はなくなったと私は認識しております。1人平均で28万円を5万円を組合費というのは、もうそれは途中で話がそこはなくなって、個々の契約だけが残ったと私は感じてというか、そうしたつもりです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、ここでは5月24日の段階で同席を求められて、委員長と北川議員と3人で話されましたよね。それで、そのときに最初におつくりになった（5万円）組合費上納を見せたわけです。そのときに、心配しながら見せたら、予想外に北川議員は、あ、これでいいよと。組合委託しなくても、直接契約でいいよというふうに納得してくれたと思ひ、正直ほっとしましたって書いてあるんですけど、それでいいんですね。

○証人（安本典生君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 今のは何の資料のことか、検察庁か警察の資料か。ほっとしたというのが、趣旨としては組合という話を断りたかったので、それがなくなったことで直接雇用になったことに対してほっとしたということです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ということは、今おっしゃったように、（5万円）は、その後の委員長と話をする中で、例えば大きい車の人は32万円、その他の人は何万円というふうに、彼がお二人の間に入って金額を決めていますね、賃金の。それで、この時点で組合費の話は、じゃあもう出てなかったと理解していいんですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 組合費の話は全然してないです。委員長のほうも一律やこうおかしいんじゃないかというようなことで、大きいバスもあるし、距離やこうも違うから、差をつくったほうがええんじゃないかという話で、もうその時点で私は組合費云々というのはなくなっただと思っておりました。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） その話の話をします。そもそも、議員が臨時雇用者を紹介すること、それからそういう紹介した雇用者の給料を決めること、金額を、議員がですよ。それで、場合によったら、その決めた金額をいきなり28万円を20万円に下げますよというふうなこと。それから、その中の給料の一部が場合によったら議員の懐に入る。事務所諸費とかも含めて懐に入るといふことが、これ、とんでもないことやといふことっていうのは認識はありましたか、ずっと。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、通常のパターンとは違うということで、そういった認識は持っておりました。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） そのレベルなんですか。要は、私、再発防止のために今質問してるんです。例えば今後、私がこの人が臨時雇用者ですよって紹介しましたら、雇用してくれますかと。その人の給料は、はい20万円ですよって言ったら20万円で聞いてくれますか。あるいは、28万円って給料を20万円に下げましょって議員が言ったらそうなるんですか。それで、その給料を、場合によったら私がちょっとぼっぽないないするようなことがあっていいんですかと。こういうようなことはもう今後二度とあったらいけないわけじゃないですか。前回、前回というか今回ですよ、今回……。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員、例え話はちょっと注意してください。

○委員（永徳省二君） 失礼しました。今回、こういうようなことを何か疑問に思わなかったのか、それともすごい何らかの圧力が加かったからされたのか、御説明ください。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 確かにいけない手続を行ったことは言われるとおりです。当時もいろいろと思いはありました。ただ次長のほうからも緊急対応という言葉が常に言われていたことがあったり、相談先というんですか、そこが違っていたという認識というのは確かに思っております、本当に。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） そもそもそういう相談を一議員にすべきことだというふうに考えますか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 委員長という立場があったので、次長もその調整というんですか、議会対応の話をする中で、そういった話に進んでいってしまった結果だと思います。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今後も所管で何かの問題があったときに、所管の委員長に相談して、委員長がこうしてくれって言ったらそういうことになるようになるんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） そういったことにはならないと思います。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） なぜ今回はそうなったんですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 対応の話を逆に提案されたときに、きちっとお断りができなかったか

らだと思えます。

○委員長（下山哲司君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） それがなぜ断れなかったのかというところ、もう本心を言ってください、ぜひ。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 申しわけありませんが、私に直接的な働きかけではなかった部分もありますし、次長の気持ちもわからない部分もあります。私のほうが次長からそういう話を受けたときに、もう少しいろいろ相談しながら対応を、断れるような方策も考えるべきだったと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員、最後です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

お尋ねをするんですが、先般、市長のほうから、飲食に誘われるという話が出ていたんですが、安本さんは教育委員会の総務課長の時代に、北川議員から飲食に誘われたことがありますか。もしくは2次会などに行ったことがありますか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） はい、あります。

○委員（佐々木雄司君） それはどこのお店ですか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 委員会の後などは、よく桜が丘のお店に行ったりしました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） そのときに私とも会ってることは覚えてますかね。

○証人（安本典生君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） 申しわけありません、記憶がありませんでした。

○委員長（下山哲司君） それでは、最後に1つ確認をさせてください。

運転手の給与の一部が委員長に流れることはわかっていたということと、それから委員長の意向によって運転手の月額給与が決まりましたと、こういう供述書があるんですが、これに間違いありませんか。

○証人（安本典生君） 済いません、もう一度お願いします。

○委員長（下山哲司君） 運転手の給与の一部が委員長に流れるということはわかっていた、それから委員長の意向によって運転手の月額給与が決まりましたと、こういう文言なんです

が、これに間違いございませんか。

○証人（安本典生君） はい。

○委員長（下山哲司君） 安本君。

○証人（安本典生君） それ、検察庁での話ですかね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○証人（安本典生君） おおむねというか、実際に提案していただいた額で決まっていますので、そのとおりだと思います。

○委員（原田素代君） 委員長、どうでしょうか、まだあるんですけど。時間を切るんなら切ってもいいですが、次回をまた考えてください。

○委員長（下山哲司君） また後の打合せ会で御相談を受けます。

それでは、以上で安本典生君に対する尋問は一応終了しました。

安本典生証人には長時間ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔証人 安本典生君 退場〕

○委員長（下山哲司君） 続いて、2番目、証人出頭要求について、証人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

公金支出及び公文書改ざん等に関する調査を行うため、来る4月8日午前10時に松村君、坂本君、井上君、山田君、藤本君、川原君を証人として本委員会に出頭を求め、スクールバス及び学校給食センター臨時職員の任用等に関する件について証言を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長、聞き取れなかったもので、もう一度、名前を言ってください。

○委員長（下山哲司君） 後から。

○委員（原田素代君） 後からではだめでしょ。

○委員長（下山哲司君） 書類が出ます。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、3番目、その他に入ります。

その他で委員さんから何かありましたら発言をお願いいたします。

○委員（原田素代君） まだ安本さんに質疑をお願いしたいことがあるので、次回にまた準備をしていただくようお願いします。

○委員長（下山哲司君） その件につきましては、打合せ会のときに御相談をいただきます。

その他について、もうないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その他についてももうないようですので、以上をもちまして第7回公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を閉会といたします。

皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

午後1時43分 閉会